別添資料１

（案）性行不良による
出席停止に関するマニュアル

令和９年１月

足立区教育委員会

はじめに

出席停止制度は、暴力行為やいじめ等の性行不良に毅然として対応するための一方策である。

学校教育法第３５条に基づいて足立区教育委員会が行う出席停止は、出席停止の対象となる児童・生徒への懲戒を目的とするものではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

一方において、出席停止に当たっては、出席停止の対象となる児童・生徒の教育を受ける権利にも配慮し、出席停止期間中の個別指導計画を策定して学習の遅れが生じないよう対応する等、出席停止期間中の学習に対する支援その他教育上必要な措置を講ずる必要がある。また、他の児童・生徒に対して互いに尊重し合うことの大切さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活をよりよいものにしていこうとする意識を高める指導を行うことにより、当該児童・生徒が学校や学級に円滑に復帰することができるような配慮を継続していくことも必要である。

以上の出席停止制度の趣旨を踏まえ、足立区教育委員会では、安心で安全な学校づくりに努め、一人一人の児童・生徒が充実した学校生活を送るため、足立区教育委員会及び足立区立学校が本制度の運用を図る上で参考となる手続きや留意点等を本冊子にまとめた。

１　学校教育法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　足立区立学校の管理運営に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　出席停止に係る事務手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４　出席停止に係る手続等のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　指導要録及び出席簿の記載の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
６　性行不良による出席停止に係る対応　チェックリスト・・・・・・・・・・１８
（参考資料）
７　文部科学省通知「出席停止制度の運用の在り方について」・・・・・・・・　２２

関係法令

1　学校教育法

（児童の出席停止）

第三十五条　市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一　他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三　施設又は設備を損壊する行為

四　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2　市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4　市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

（準用規定）

第四十九条　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

2　足立区立学校の管理運営に関する規則

（教育委員会が行う出席停止に関する部分を抜粋）

第 25 条の２　校長は、児童又は生徒が法第３５条第１項各号（法第４９条において準用する場合を含む。）に掲げる行為の１又は２以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると判断したときは、次に掲げる書類を添付した出席停止に関する意見具申書により、委員会に当該児童又は生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について具申するものとする。

（１）　当該児童又は生徒に係る指導記録

（２）　当該児童又は生徒に係る個別指導計画案

（意見聴取）

第25条の３　委員会は、法第３５条第２項（法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ前条に規定する児童又は生徒の保護者からの意見を聴取しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により保護者から意見を聴取する場合、当該児童又は生徒からの意見も聴取するように努めるものとする。

3　委員会は、前２項の規定により意見を聴取する場合、あらかじめ意見聴取に係る通知書により保護者に対し、その旨を通知するものとする。

（出席停止の命令）

第 25 条の４　委員会は、法第３５条第１項（法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により出席停止を命ずるに当たっては、第 25 条の２の規定による具申、前条の規定による意見聴取の内容等を十分に参酌するものとする。

２　法第３５条第２項（法第４９条において準用する場合を含む。）に規定する理由及び期間を記載した文書とは、出席停止決定通知書とする。

３　出席停止の期間（以下「出席停止期間」という。）は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。

（生活態度等の報告）

第 25 条の５　校長は、委員会に、出席停止期間中における出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等を随時報告するものとする。

（出席停止期間の変更の具申）

第 25 条の６　校長は、出席停止期間の変更が相当と認められる場合は、出席停止に係る児童又は生徒の個別指導計画案を添付した出席停止期間変更に関する意見具申書（以下この条において「期間変更具申書」という。）により、委員会にその旨を具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ当該児童又は生徒の保護者に、期間変更具申書を提出する旨を通知するものとする。

（出席停止期間の変更の決定）

第 25 条の７　委員会は、前条の規定による校長の具申により、出席停止期間中において、出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等に改善が見られ、他の児童又は生徒への教育の妨げとならないと判断するとき、又は、出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等に改善が見られず、他の児童又は生徒への教育の妨げとなると判断するときは、当該出席停止期間を変更することができる。

２　委員会は、前項の規定による変更の決定をするときは、前条の規定による具申の内容等を十分に参酌するものとする。

（出席停止期間の変更の通知等）

第 25 条の８　委員会は、前条の規定により変更の決定をしたときは、保護者に対し、出席停止期間変更通知書を交付する。

（出席停止手続に係る様式等の委任）

第 25 条の９　第 25 条の２、第 25 条の３第３項、第 25 条の４第２項、第 25 条の６及び前条に規定する出席停止の手続に係る様式は、別に定める。

第 25 条の 10　前８条に規定するもののほか、出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。

第１号様式
（第 25 条の 2 関係）

番　　号
年　　月　　日

足立区教育委員会　　宛

足立区立　　学校
校長

出席停止に関する意見具申書

児童又は生徒の出席停止について、下記のとおり具申します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	足立区立　　学校　第　学年　　組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
	電話番号	
出席停止の原因となる行為		1　他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 2　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3　施設又は設備を損壊する行為 4　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
校長意見		
保護者への通知日		年　　月　　日
保護者からの質問、意見等		

備考

1　出席停止の原因となる行為に関しては、該当の項目に〇を付けること。

2　出席停止の原因となる行為の概要等について、個別の指導記録（事故報告書又は生徒指導記録も可）を添付すること。

3　出席停止期間中における指導に関する計画として、個別指導計画案を添付すること。

第２号様式
（第 25 条の 3 関係）

番　　号
年　　月　　日

宛

足立区教育委員会　　印

意見聴取に係る通知書

学校教育法第３５条第２項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり出席停止の措置に関して意見を聴取します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	足立区立　　学校　第　学年　　組
	氏名	
出席停止の原因となる行為		１　他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 ２　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 ３　施設又は設備を損壊する行為 ４　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
意見の聴取を行う期日及び時刻		年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで
意見の聴取を行う場所		
担当課		足立区教育委員会事務局教育指導課

備考

１　意見の聴取の期日に来庁して、出席停止の措置に関して意見を述べることができます。

２　意見の聴取の期日に来庁することができない正当な理由がある場合は、来庁に代えて書面で意見を述べることができます。

第３号様式
（第 25 条の 4 関係）

番　　号
年　　月　　日

宛

足立区教育委員会　　印

出席停止決定通知書

学校教育法第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり児童又は生徒の出席を停止します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	足立区立　　学校　第　学年　　組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
出席停止の理由		
出席停止の期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 当該児童又は生徒の様子により、変更する場合があります。

第４号様式
（第 25 条の 6 関係）

番　　号
年　　月　　日

足立区教育委員会　　宛

足立区立　　学校
校長

出席停止期間変更に関する意見具申書

年　　月　　日付　　第　　号で通知した児童又は生徒の出席停止の期間の変更について、下記のとおり具申します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	足立区立　　学校　第　学年　　組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
	電話番号	
変更の区分		（　短縮　・　延長　）
出席停止の期間		変更前：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
		変更後：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
期間の変更を要する理由		

第５号様式
（第 25 条の 8 関係）

番　　号
年　　月　　日

宛

足立区教育委員会　　印

出席停止期間変更通知書

年　　月　　日付　　第　　号で通知した出席停止について、下記のとおり期間を変更します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	足立区立　　学校　第　学年　　組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
変更前の出席停止の期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
変更後の出席停止の期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
出席停止期間の変更理由		
備考		

３　出席停止に係る事務手続の流れ

学校

（１）保護者全体への制度説明

校長は、状況に応じて、保護者に対し、あらかじめ出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促しておく。

（２）性行不良を起こす児童・生徒の把握

校長は、児童・生徒の性行不良を把握したときは、足立区教育委員会へ報告・相談を行い、当該児童・生徒に関する個別の指導記録等の作成を開始するとともに、適宜、保護者や関係機関との連携を図る。

（３）性行不良を起こす児童・生徒への指導

児童・生徒の問題行為に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することがまずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童・生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。

ア　各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。

イ　教職員が児童・生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。

ウ　問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童・生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第１１条により厳に禁止されているものであること。

エ　問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム（個々の児童・生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム）など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。

オ　深刻な問題行動を起こす児童・生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童・生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童・生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童・生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

（４）個別の指導記録等の作成

ア　学校は、深刻な問題行動を起こす児童・生徒の行動等を記録する。その際は、起こった事実について、できるだけ客観的に記載すること（性行不良が発生した時点からの記録)。なお、性行不良の有無の判断にあたっては、下記（ア）～（エ）の４つの行為

類型に沿うこと。

（ア）他の児童・生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為。その例としては、他の児童・生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童・生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

（イ）職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為。その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童・生徒と異なり本号では規定していない。

（ウ）施設又は設備を損壊する行為。その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

（エ）授業その他の教育活動の実施を妨げる行為。その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

イ　学校がどのような指導を実施したかを記録する（個別の指導を開始した時点からの記録）。

（ア）当該児童・生徒又は保護者への指導内容、日時

（イ）関与した教職員、カウンセラー、担当職員等とのやり取り

（ウ）関係機関（児童相談所、警察、足立区教育委員会等）との連携の有無等

（５）足立区教育委員会への意見具申

校長は、性行不良が繰り返し行われ、学校が最大限の努力を行っても解決できず、他の児童・生徒の教育が妨げられていると認められる場合は、「足立区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則」第２条の規定に基づき、足立区教育委員会への出席停止に係る意見具申を行う（第１号様式）。

その際、次の書類を添付することとする。

ア　個別の指導記録

※　事故報告書又は児童・生徒指導記録も可。

イ　個別指導計画案（Ｐ１５参照）

※　出席停止期間中における当該児童・生徒に対する指導援助に関する計画案。

足立区教育委員会

（６）保護者及び当該児童・生徒からの意見聴取の実施

校長の意見具申に基づき、足立区教育委員会は当該児童・生徒の保護者への意見聴取の実施を通知する（第２号様式）。学校教育法第３５条１項に基づき、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除いて、当該保護者の意見を聴取しなければならない。また、緊急の場合を除き、保護者と直接面談することが望ましいため、意見聴取日等については、足立区教育委員会又は学校が保護者と十分連絡を取った上で決定する。平成６年５月２０日付け文初高第１４９号「「児童の権利に関する条約」について」を踏まえつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童・生徒に意見を聴取する機会を設けることに配慮する。

また、足立区教育委員会は、保護者及び当該児童・生徒について、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応について説明する。

（７）出席停止措置の決定

出席停止措置の決定は、足立区教育委員会の権限において、学校教育法第３５条および足立区立学校の管理運営に関する規則第２５条の２～第２５条の 10 に基づいて、適時に行う。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童・生徒の状況、他の児童・生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い機関、２週間を上限とする。

（８）文書の交付等

出席停止を保護者に命ずる際には、保護者に対し、出席停止の理由及び期間等を記載した文書を交付する（第３号様式)。理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示すること。

また、出席停止を命ずるに当たっては、足立区教育委員会の教育長等の関係者又は校長や副校長が立ち会い、保護者及び児童・生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

（９）出席停止期間中における個別指導計画の策定

足立区教育委員会は、学校が作成した個別指導計画案を基に、学校の協力を得つつ当該児童・生徒に関する個別指導計画を策定する。

(10) サポートチームの設置等指導体制の整備

当該児童・生徒の家庭の監護に問題がある場合などにおいては、足立区教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

ア　教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童・生徒及び保護者への指導や援助を行うこと

イ　教育支援センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること（宿泊を伴う活動を含む）

ウ　地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

こうした指導が適切に行われるようにするため、足立区教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ（協議会の設置など)、サポートチームの運営や当該児童・生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行う。

(11) 保護者の責務

出席停止期間中の当該児童・生徒の指導は、保護者が責任をもって行うことが基本となることから、足立区教育委員会及び学校が、保護者の自覚を促し、監護義務を果たす

よう積極的に働きかけを行うこと。また、足立区教育委員会及び学校は、保護者に対し、事前の手続きにおいて、個別指導計画の内容について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助（子育て相談を含む）を行うことが望ましい。

学校

（12）（出席停止決定後）出席停止期間中における指導の実施

学校は、当該児童・生徒の出席停止期間中、足立区教育委員会が策定した個別指導計画に基づき、次の指導等を行う。

ア　学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭訪問を行い、当該児童・生徒に課題学習等に取り組ませること。

イ　前号に定めるもののほか、当該児童・生徒の円滑な学校復帰に必要な指導・援助を行うこと。

また、他の児童・生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに当該児童・生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入ができるよう、他の児童・生徒への適切な指導助言を行う。

なお、出席停止期間が終了するときには、当該児童・生徒及び保護者等と面談を行い、当該児童・生徒が今後の学校生活に意欲をもつことができるよう、指導助言を行う。

（13）足立区教育委員会への意見具申

校長は、当該児童・生徒の出席停止期間中の生活や学習の状況を把握するとともに、保護者からも生活状況を聴取し、足立区教育委員会へ随時報告する。

出席停止期間を変更する場合は、出席停止期間変更に関する意見具申書を足立区教育委員会へ提出する（第４号様式）。

足立区教育委員会

（14）出席停止の解除、または変更の決定

足立区教育委員会は、当該児童・生徒について、出席停止期間中の生活や学習の状況を把握し、学校からの報告を基に、出席停止の解除、または変更の措置を決定する。

出席停止期間を変更する場合は、文書により当該児童・生徒及び保護者に通知する（第５号様式）。

なお、学校から具申を受ける際には、以下の点に留意する。

ア　当該児童・生徒への出席停止期間中の学校の家庭訪問指導の状況を把握すること。

イ　保護者の家庭での監護状況を把握すること。

ウ　被害児童・生徒の心身の状況やその保護者の受入状況を把握すること。

エ　他の児童・生徒の受入体制状況を把握すること。

オ　出席停止期間を延長する場合、規則第 25 条の 3 に定める手続きを経るとともに、延長する期間は２週間を上限とする。

学校

（15）出席停止期間後の対応

学校は、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童・生徒に対し、将来に対する目的意識をもたせるなど、適切な指導を継続していく。

なお、指導に当たっては、以下の点に留意する。

ア　当該児童・生徒へ寄り添い、心の状況や生活、学習状況を把握し、課題に対し改善できるよう継続して指導すること。

イ　被害児童・生徒の心身の状況や保護者の考えを把握し、安心して学校生活を送ることができるよう継続して配慮すること。

ウ　他の児童・生徒の受入体制や学習環境を整え、学級や学校がどの児童・生徒にも安心安全であることが伝わるような雰囲気づくりを行うこと。

エ　日常の学校生活の中で、道徳教育や人権教育、情操を養う活動等を充実させ、児童・生徒の心の基底づくりに努めること。

オ　当該児童・生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくこと。

足立区立　学校

「（当該児童・生徒氏名）の個別指導計画案」

1　出席停止期間　令和○○年○月○日（○）～令和○○年○月○日（○）

2　指導内容

（1）リモート等による学習（教科の学習プリント等）

（2）体験活動

（3）期間中の生活の記録（記録用紙等）

（4）作文等の作成

（5）面談による生活指導

3　指導方法

（1）自宅への訪問

ア　訪問時間は、保護者と相談の上、ある程度の時間帯を決めておく。

イ　家庭訪問の際には、当該児童・生徒の生活や学習の状況を把握し、必要に応じ指導・助言を行う。また、訪問後、その状況を記録しておく（短縮、解除又は延長決定の資料）

※　保護者等との面談の必要性により、時間を調整することもある。

※　家庭訪問は、複数体制で行う（学級担任と学年主任等）

（2）面談

ア　最終日には、保護者及び当該児童・生徒を来校させ、面談を行う。

※　同席者の例：校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任等及び足立区教育委員会職員

イ　上記の面談の前に、足立区教育委員会へ出席停止の解除に係る報告を随時行う。但し、短縮および延長の場合は、書面で具申する。

4　担当者

出席停止期間中における当該児童・生徒への指導は、学級担任が主として担当する。ほかに、学年主任及び生活指導主任等が対応する。

5　学習計画例

月日	曜日	午前				午後		その他	面談等	訪問担当
		1	2	3	4	5	6			
		8:45~9:35								
9/7	火	リモート等による学習（国・数・外・社）				理科課題	生活の記録	作文等の作成	家庭訪問	学級担任、学年主任
9/8	水	リモート等による学習（国・数・理・社）				外国語課題	生活の記録	作文等の作成	家庭訪問	学級担任、学年主任
9/9	木	体験活動（高齢者介護施設訪問）学校の担当者等引率								
9/10	金	リモート等による学習（国・数・外・理）				社会課題	生活の記録	感想文の作成	家庭訪問	学級担任、学年主任
9/13	月	リモート等による学習（国・数・理・社）				外国語課題	生活の記録	感想文の作成	面談	なし

【配慮事項】

1　当該児童・生徒の学習や生活状況を十分把握するとともに、適切に評価し、当該児童・生徒や保護者に伝える。

2　期間中の過ごし方については、家庭と十分連携を図り、協力を得る。

3　当該児童・生徒の心に響くような体験活動を取り入れ、自分の生活を振り返る機会を設定する。

（1）体験活動の受入先には、事前に事情を説明し、受入体制を整えておくことが必要である。

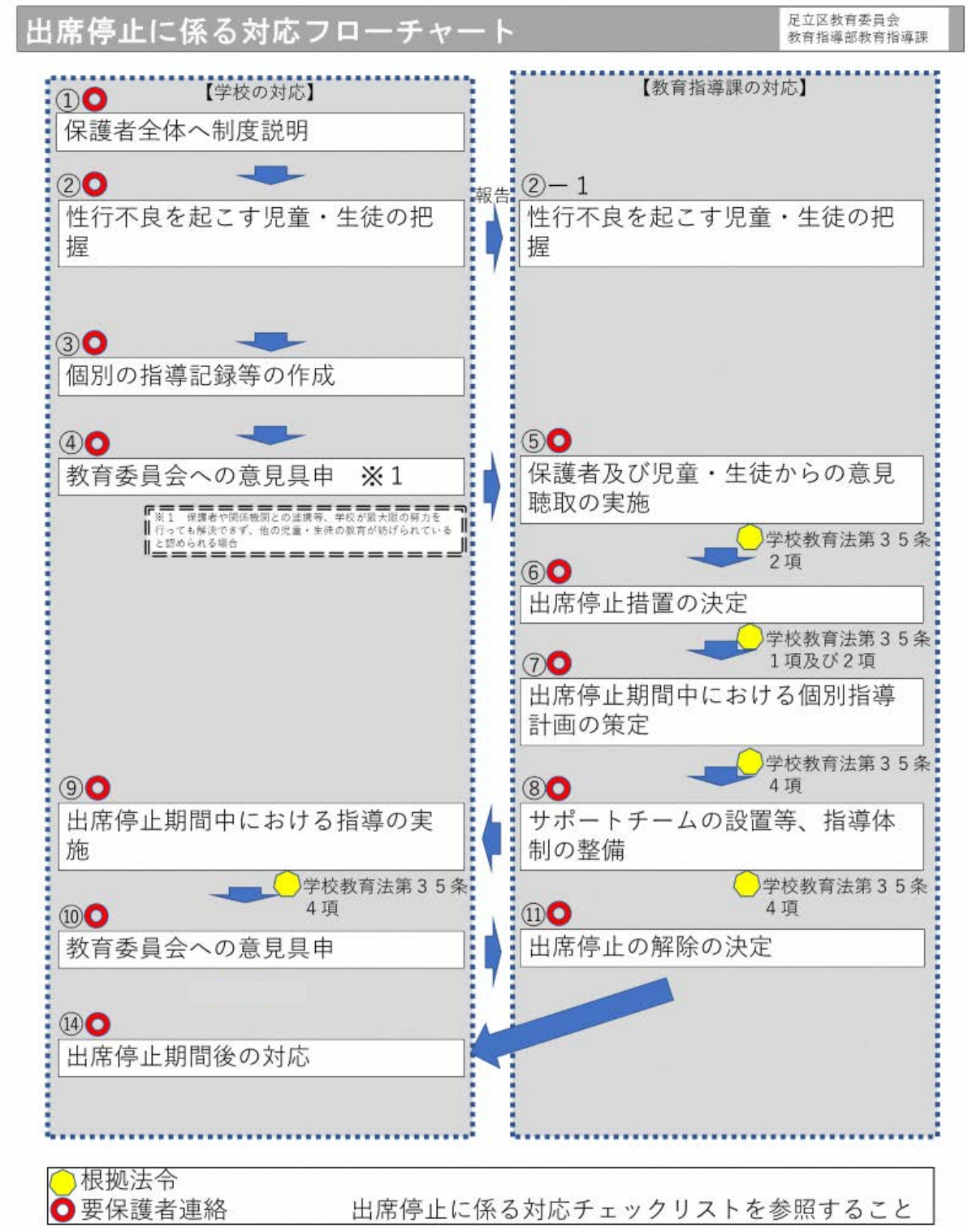
（2）体験活動については、地域等と連携した活動のメニューを用意し、当該児童・生徒が選択することも考えられる（幼稚園・保育所訪問、介護施設体験、職場体験、奉仕活動、自然の家等社会教育施設の活用等）。

（3）足立区教育委員会が学校と連携して、体験学習等の体制を整える。なお、場合によっては、足立区教育委員会が職員の派遣要請を行うこともできる。

（4）登校後の生活についての心構えも確認し、必要な助言を与える。

4　上記以外の事項や緊急対応については、足立区教育委員会の指導を受け、校長が決定する。

4　出席停止に係る手続き等のフロー



５　指導要録及び出席簿の記載の参考例

（１）指導要録の記載について

出席停止の措置を行った場合における当該児童・生徒の指導要録の取扱については、次の点に留意して適切に行うことが必要である（平成１３年４月２７日付け文科初第１９３号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」および令和元年１１月東京都教育委員会「小学校・中学校児童・生徒指導要録の様式及び取扱い」参照）。

ア　「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に学校教育法第三十五条による出席停止の期間の日数が含まれ、「備考」に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入される。

※　記載例：足立区立学校の管理運営に関する規則第２５条の２第１項による出席停止

イ　「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。

ウ　対外的に証明書を作成するに当たっては、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要である。

（２）出席簿の記載について

出席停止の措置を行った場合における出席簿の取扱については、「（１）指導要録の記載について」に準じ、次の点に留意して適切に行うことが必要である。

ア　「出席停止・忌引等の日数」の欄に学校教育法第三十五条による出席停止の期間の日数が含まれ、「備考」に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入される。

※　記載例：足立区立学校の管理運営に関する規則第２５条の２第１項による出席停止

イ　その他の記載は、感染症等における出席停止の記載に準ずる。

６　性行不良による出席停止に係る対応　チェックリスト

足立区版　性行不良による出席停止に係る対応　チェックリスト

※本チェックリストは、性行不良による出席停止に対する平時からの備えや出席停止を命ずるに当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

チェック以外の箇所は日付を入力する。

【チェックリスト①】性行不良による出席停止に対する平時からの備え

学校がチェック

●学校における平時からの備え

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校教育法はもとより、法や基本方針等についても理解し、性行不良による出席停止とは何か、性行不良に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に性行不良が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、校内組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
性行不良による出席停止について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校やサポートチームについて、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校における性行不良及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・必要に応じてケース会議を開催し、保護者や関係機関との連携等、学校が行うあらゆる手立てをもった指導によっても性行不良の改善が認められず、学校内において、他の児童・生徒の教育に妨げがあるかを校長が判断すること	□
校長のリーダーシップの下、生活指導主任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、教育課程に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、性行不良を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、性行不良による出席停止に係る意見具申が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
性行不良の対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に足立区教育委員会に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
生活指導部会等において会議を開催した際の記録や児童・生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等の資料について、各学校又はその足立区教育委員会において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
性行不良事案が犯罪行為に相当し得ると認められるときには、学校から警察その他の関係機関（児童相談所や家庭裁判所）に相談・通告を行う場合があることについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
学校全体で性行不良の防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

●足立区教育委員会における平時からの備え

チェックポイント
設置する学校に対して、性行不良についての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。
学校と連携して性行不良による出席停止の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。
保護者との情報共有が必要な場合には、足立区教育委員会が直接説明・調整を行う体制を整えている。
学校から性行不良による出席停止の判断について相談を受けた際に足立区教育委員会として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。
学校から性行不良による出席停止の判断について相談を受けた際に足立区教育委員会として、日頃より児童相談所や警察等の関係機関と連携し、助言等を得られる体制を整えるとともに、学校に適切に助言等を実施できるようにしている。
性行不良による出席停止に係る意見具申が発生した場合には、法及び規則に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。

【チェックリスト②】出席停止に係る事務手続の流れ

●①保護者全体へ制度説明（ｐ９参照）

チェックポイント	学校	教委
あらかじめ、入学式や保護者会等において、出席停止制度の趣旨説明を行う。		

●②性行不良を起こす児童・生徒の把握（ｐ９参照）

チェックポイント	学校	教委
児童・生徒の性行不良を把握したときには、教育指導課へ報告・相談を行うとともに、必要に応じて関係機関（こども支援センターげんき、児童相談所、警察等）との連携を図る。		

●②-1性行不良を起こす児童・生徒の把握（ｐ９参照）

チェックポイント	学校	教委
児童・生徒の性行不良を把握したときには、学校から報告・相談を受けるとともに、当該児童・生徒の指導記録を共有する。		

●③性行不良を起こす児童・生徒への指導等（ｐ９参照）

チェックポイント	学校	教委
各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底している。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れている。		
教職員が児童・生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めている。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図っている。		
問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たっている。暴力行為に及ぶ児童・生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ることを理解している。体罰については、学校教育法第１１条により厳に禁止されているものであることを理解している。		
問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にしている。		
生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させている。		
実情に応じて、サポートチーム（個々の児童・生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム）など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たっている。		
深刻な問題行動を起こす児童・生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童・生徒の実態に応		

じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童・生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導している。さらに、児童・生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行っている。		
生活指導担当者連絡会において、性行不良を行う児童・生徒の情報を共有し、対応方法を検討している。		
校長は、生活指導担当の校長に、性行不良を行う児童・生徒の情報を共有し、対応方法の助言を受けている。		
関係機関は学校からの働きかけでは動くことはできないため、児童・生徒の問題行動について、学校が保護者に関係機関を紹介する等支援を行い、保護者と関係機関をつないでいる。		
性行不良を行う児童・生徒について、保護者に適宜情報を共有し、協力を得られるよう連携している。		

●④個別の指導記録等の作成（p９参照）

チェックポイント		学校	教委
性行不良の事実関係や学校の指導内容、関係機関との連携等を記録する。			
報告内容	学校名		
	対象児童・生徒の氏名、学年等		
	報告時点における対象児童・生徒の状況 ※　その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他（　　）		

●⑤教育委員会への意見具申（p１０参照）

チェックポイント		学校	教委
出席停止が妥当であるとの結論が出た。			
保護者や関係機関との連携等、学校が行うあらゆる手立てをもった指導によっても、性行不良の改善がなく、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認められると校長が判断			
具申内容	意見具申書（第１号様式）		
	個別の指導記録		
	個別指導計画案		
	その他（　　）		
校長は、あらかじめ保護者に、当該具申書を提出する旨を通知する。			
通知内容	出席停止に関わる内容等について、個人情報の保護の観点からみだりに他者に話さないよう協力を求める。		
	校長は、教育委員会が行う保護者からの意見聴取の実施日について、調整を行う。調整が難しい場合は、保護者から書面で意見を述べることについて了承をとる。		
	今後のスケジュールについて		

●⑥-1 保護者からの意見聴取の実施
（p１０参照）

チェックポイント		学校	教委
意見聴取に係る通知書（第２号様式）を保護者に交付する。			
保護者から出席停止の措置に関して意見を受ける。来庁できない場合は、意見を述べた書面を受ける。			
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート		
	教育相談の記録		
	これまでの対応や面談の記録		
	校内組織等における会議の議事録		
	学校としてどのような対応を行ったかの記録		
	関係機関の記録		
	その他（　　）		

チェックポイント	学校	教委
児童・生徒に対し、意見聴取の機会を設けることに配慮した。		

●**⑦出席停止措置の決定（ｐ１１参照）**

チェックポイント	学校	教委
校長の意見、保護者から聴取した意見を勘案した上で、出席停止措置を決定した。出席停止期間は、２週間を上限とする。		

●**⑧-1 文書の交付等（ｐ１１参照）**

チェックポイント	学校	教委
出席停止決定通知書（第３号様式）の理由には、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示した。		
出席停止決定通知書（第３号様式）を保護者に交付した。		

●**⑧-2 保護者、児童・生徒への説明（ｐ１１参照）**

チェックポイント	学校	教委
出席停止を命ずるに当たり、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や副校長が立ち会い、保護者及び児童・生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明した。		

●**⑨出席停止期間中における個別指導計画の策定（ｐ１１参照）**

チェックポイント	学校	教委
学校が作成した案を基に個別指導計画を策定する。		

●**⑩指導体制の整備（ｐ１１参照）**

チェックポイント	学校	教委
実情に応じてサポートチームを組織し、指導や援助を行う。		

●**⑪出席停止期間中における指導の実施（ｐ１２参照）**

チェックポイント	学校	教委
個別指導計画に基づき、指導を行う。		

●**⑫教育委員会への意見具申（ｐ１２参照）**

チェックポイント	学校	教委
出席停止期間中の当該児童・生徒の状況等を把握し、教育委員会へ随時報告する。		
出席停止期間を変更する場合、意見具申書（第４号様式）を提出する。		

●**⑬出席停止の変更の決定（ｐ１２参照）**

チェックポイント	学校	教委
出席停止期間の変更を決定したときは、出席停止期間変更通知書（第５号様式）を保護者に交付する。		
出席停止期間を延長する場合、規則第 25 条の３に定める手続きを経ると共に、延長期間は２週間を上限とする。		

●**⑭出席停止期間終了に伴う面談（ｐ１２参照）**

チェックポイント	学校	教委
出席停止期間終了に伴い、児童・生徒及び保護者等と面談を行い、当該児童・生徒が今後の学校生活に意欲をもつことができるよう、指導助言をした。		

●**⑮出席停止期間後の対応（ｐ１２参照）**

チェックポイント	学校	教委
保護者や関係機関との連携を強めながら、適切な指導を継続していく。		
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		

７　参考資料

出席停止制度の運用の在り方について（通知）

平１３．１１．６
１３文科初７２５
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省初等中等教育局長通知

先の第１５１回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年７月１１日付け文部科学事務次官通知（文科初第４６６号）により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました（第２６条関係)。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成１４年１月１１日となっております。

一方、先般公表した「平成１２年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和５８年１２月５日付け文初中第３２２号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

１　制度の運用の基本的な在り方について

（１）制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

（２）市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育

委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手続及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

（３）事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎，自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

1　各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。

2　教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。

3　問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第１１条により厳に禁止されているものであること。

4　問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム（個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム）など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。

5　深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

２　要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の１（１）に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障

する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである（第１項）。

第１号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第２号は、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第３号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第４号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

３　事前の手続について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手続として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである（第２項）。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手続の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある（教育委員会規則の整備（第３項）に関しては後記６を参照すること）。

（１）事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実に即して記載しておくことが適当である。

（２）意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成６年５月２０日付け文初高第１４９号「「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観

点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員等の意見を参考とすることも考えられる。

（３）適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手続に準じて、出席停止を解除することができる。

（４）文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には，理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名，命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

（５）教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する

個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

４　期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとすることと定められたところであり（第４項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

（１）市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手続等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助（子育て相談を含む）を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

（２）当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採ることとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

1　教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと

2　教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること（宿泊を伴う活動を含む）

3　地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ（協議会の設置など）、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応（例：在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等）について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

（３）他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

５　期間後の対応について

（１）学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

（２）指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に

留意して、適切に行うことが必要である（平成１３年４月２７日付け文科初第１９３号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照）。

1　「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること

2　「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること

3　対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

６　教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第３項）、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成１４年１月１１日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手続に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

（１）規定する事項

手続に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記１（２）のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手続に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

1　保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
2　当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
3　被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
4　出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
5　交付文書の記載内容や様式を定める規定
6　校長からの意見具申に関する規定
7　その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

（２）その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情

に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。